

農林水産省所管独立行政法人の見直し当初案

農林水産省所管独立行政法人の見直し当初案の内容一覧表

種苗管理センター	P. 1
農業生物資源研究所	P. 2
農業環境技術研究所	P. 3

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況

種苗管理センター	P. 4
農業生物資源研究所	P. 5
農業環境技術研究所	P. 6

見直し当初案整理表

種苗管理センター	P. 7
農業生物資源研究所	P. 29
農業環境技術研究所	P. 36

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	農 林 水 産 省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	
独立行政法人 種苗管理センター	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	【高度化】 ゲノム研究の成果を活用し、種苗管理センターが行う品種類似性試験の高度化を図るとともに、東アジア植物品種保護フォーラムの取組の中で、我が国の品種保護Gメンを研修講師として、各国に派遣すること等により、外国における権利侵害抑止に資する。	【法人形態の見直し】 3法人統合を円滑に進めるため、各法人の理事長、理事で構成する3法人統合準備委員会を設置し、その下に実務的検討を行う3法人統合検討打合わせ会議を設置して、業務、財務、労務等の各課題について検討を進めている。なお、農林水産省では、平成22年通常国会への統合法案の提出に向け、新法人の業務・組織等に係る検討を行っている。 [先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)] 【組織体制の整備】 法人形態の見直しに伴い、効率的な組織体制について検討を進めている。 [先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)]
	農作物の種苗の検査	【集約化】 品質検査のうち実験室における検査(発芽検査、純潔種子検査、病害検査)について、次期中期目標期間中に実施場所を3カ所から1カ所に集約化する。	
	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	—	
	調査研究	—	
	植物遺伝資源の保存および増殖	—	

※ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえた措置については、下線を引いた上で、具体的措置の記載の末尾に[]括弧書きで同計画の該当箇所を引用。

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		農 林 水 産 省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人 農業生物資源 研究所	生物資源の農業上の 開発・利用に関する 技術上の基礎的な調 査・研究	<p>【統合】</p> <p>独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において決定された、農業環境技術研究所及び種苗管理センターとの統合をスムーズに行い、統合効果が発揮されるよう、生命科学と環境科学の横断連携研究、融合研究の推進による新たな展開と革新的な技術開発を目指した研究課題の設定を検討する。</p> <p>ジーンバンク事業について、農業環境技術研究所と種苗管理センターがサブバンクとして担ってきた部分をセンターバンクに統合した事業推進体制にし、新法人において一元的に活動する。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。]</p>	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>独立行政法人農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センターとの統合へ向けて、各法人の理事長、理事で構成する3法人統合準備委員会を設置し、その下に実務的検討を行う3法人統合検討打合せ会議を設置して、業務、財務、労務等の各問題について検討を進めている。法案については平成22年通常国会提出に向け準備中である。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。]</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」(平成16年12月)を受け、松本・岡谷拠点(生活資材開発ユニット)における事務・事業をつくばに再編統合し、両拠点を廃止する。平成20年度廃止済の松本地区の庁舎等敷地は一部を同年度中に売却、残りを平成21年度に売却予定。岡谷地区については、平成22年度に廃止後、借地返還予定。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>法人形態の見直しに伴い、効率的な組織体制について検討を進めている。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。]</p>	<p>【保有資産の見直し】</p> <p>松本研究拠点、岡谷研究拠点の事務・事業のつくばに再編統合に伴い、平成20年度に廃止済の松本地区の庁舎等敷地は一部を同年度中に売却、残りを平成21年度に売却予定。岡谷地区については、平成22年度に廃止後、借地返還予定。</p> <p>[松本研究拠点、岡谷研究拠点の事務・事業をつくばに再編統合するとともに、松本地区は平成20年度末、岡谷地区は平成22年度末に廃止する。]</p>

※ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえた措置については、下線を引いた上で、具体的措置の記載の末尾に[]括弧書きで同計画の該当箇所を引用。

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		農 林 水 産 省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人 農業環境技術 研究所	農業生産の対象となる 生物の生育環境に関 する技術上の基礎的 な調査研究	<p>【統合】 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において決定された、<u>農業生物資源研究所及び種苗管理センターとの統合</u>をスムーズに行い、統合効果が発揮されるよう、生命科学と環境科学の横断連携研究、融合研究の推進による新たな展開と革新的な技術開発を目指した研究課題の設定を検討する。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。]</p>	<p>【法人形態の見直し】 独立行政法人農業生物資源研究所及び独立行政法人種苗管理センターとの統合に向けて、各法人の理事長、理事で構成する3法人統合準備委員会を設置し、その下に実務的検討を行う3法人統合検討打ち合わせ会議を設置して、業務、財務、労務等の各課題について検討を進めている。法案については平成22年通常国会提出に向け準備中である。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。]</p> <p>【組織体制の整備】 法人形態の見直しに伴い、効率的な組織体制について検討を進めている。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。]</p>	

※ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえた措置については、下線を引いた上で、具体的措置の記載の末尾に[]括弧書きで同計画の該当箇所を引用。

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 21 年7月現在)

農林水産省所管(3法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
4	種苗管理センター (17)	● 非公務員化	① 平成 18 年 4 月 1 日から、非公務員化に移行した。
		● 茶樹の原種生産・配布業務について、早期に民間又は地方に移行の上、廃止	① 茶原種生産・配布業務については平成 18 年度をもって廃止した。
		● 栽培試験業務の実施農場、種苗検査業務の実施農場の集約化	① 栽培試験業務については、業務の集約化・効率化を図るため、平成 18 年度において、北海道中央農場及び孺恋農場での栽培試験業務の廃止、久留米分室の廃止により集約化を図った。また、平成 20 年4月に知覧農場、21 年4月に金谷農場を廃止し、西日本農場に再編・統合し効率化を図っている。 種苗検査業務については、平成 18 年度に久留米分室を廃止するとともに、その業務を西日本農場に移し3カ所に集約化した。

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 21 年7月現在)

農林水産省所管(3法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
5	農業生物資源研 究所 (16)	<ul style="list-style-type: none"> ● 非公務員化 ● 蚕糸関係業務を見直し、再編統合。ゲノム生物学利用の生命科学分野等へ重点化 	<p>① 平成 18 年4月1日から、非公務員化した。</p> <p>① 勧告の方向性を踏まえ、農林水産省において、ゲノム生物学、バイオテクノロジーを利用した生命科学等の基礎的な調査及び研究への特化・重点化を図る第2期中期目標を設定した。- 生物研においては、勧告の方向性及び中期目標の趣旨を踏まえ、蚕糸関係を含む全業務を見直し、「アグリバイオリソースの高度化と活用研究」、「ゲノム情報と生体情報に基づく革新的農業生産技術の研究開発」、「バイオテクノロジーを活用した新たな生物産業の創出を目指した研究開発」を柱とする第2期中期計画を設定し、研究の重点化を進めている。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 隔地研究チームの事務・事業の再編統合 	<p>② 松本・岡谷地区については、両地区で進められているシルクテクノロジー研究の一層の重点化を図るために、つくば地区へ再編統合することとし、20 年度末で松本地区の統合廃止を行い、岡谷地区についても 22 年度末の統合廃止を予定している。北杜地区については、同地区の地理的特性及びカイコ品種・系統保存の重要性から、ジーンバンクの一拠点として、カイコ遺伝資源の保存等の研究業務に特化することとした。</p>

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 21 年7月現在)

農林水産省所管(3法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
6	農業環境技術研究所 (16)	<ul style="list-style-type: none"> ● 非公務員化 ● 農業環境のリスク評価手法など我が国農業生産環境の安全性確保のための基礎的な調査研究に特化 	<p>① 平成 18 年4月1日から、非公務員化した。</p> <p>① 勧告の方向性を踏まえ、農林水産省において、農業生産環境の安全性を確保するための基礎的な調査及び研究への特化・重点化を図る第2期中期目標を設定した。また、農環研において、勧告の方向性及び中期目標の趣旨を踏まえ、「農業環境のリスクの評価及び管理に向けた研究開発」、「自然循環機能の発揮に向けた農業生態系の構造・機能の解明」及び「農業生態系の機能の解明を支える基盤的研究」を柱とする第2期中期計画を設定し、研究を進めている。</p>

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人種苗管理センター			府省名	農林水産省	
沿革		昭和 22 年 馬鈴薯原原種農場及び茶原種農場を設置 昭和 24 年 種苗検査室を設置（園芸課分室への改称等を経て、昭和 54 年に種苗課分室となる） 昭和 40 年 鹿児島さとうきび原原種農場を設置 昭和 53 年 沖縄さとうきび原原種農場を設置 昭和 61 年 種苗管理センター設置（種苗課分室、馬鈴しょ原原種農場、茶原種農場、さとうきび原原種農場を統合） 平成 13 年 独立行政法人種苗管理センターに移行 平成 18 年 非特定独立行政法人に移行、久留米分室を廃止。 平成 19 年 茶原種の生産及び配布業務を廃止 平成 20 年 知覧農場を廃止 平成 21 年 金谷農場を廃止 平成 23 年 4 月（予定）独立行政法人農業生物資源研究所と独立行政法人農業環境技術研究所と統合					
中期目標期間		平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日					
役員数及び職員数 （平成21年1月1日現在） ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数			
		5 人（2 人）	3 人（0 人）	2 人（2 人）	3 0 8 人		
年 度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度(要求)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	3, 4 0 1	3, 3 5 2	3, 1 9 3	3, 1 9 4	3, 1 2 3	3, 1 9 5
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	3, 4 0 1	3, 3 5 2	3, 1 9 3	3, 1 9 4	3, 1 2 3	3, 1 9 5
	うち運営費交付金	3, 1 4 2	3, 1 3 3	2, 9 8 5	3, 0 0 6	2, 9 3 9	2, 9 7 7
	うち施設整備費等補助金	2 4 4	2 1 5	2 0 8	1 8 7	1 8 3	2 1 7
	うちその他の補助	1 5	5	0	0	0	0

	金等						
支出予算額の推移 (単位:百万円)		3, 6 2 2	3, 5 4 9	3, 5 2 2	3, 5 9 4	3, 6 6 7	3, 3 9 4
利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移 (単位:百万円)	発生要因	1 9 4	1	1	2		
	見直し案	平成 17 年度利益剰余金は、独立行政法人会計基準第 8 0 第 3 項に基づき運営費交付金債務残高を全額収益化した金額等であり、第 1 期中期目標期間終了時の精算処理として、最終的に国庫納付された金額である。					
		なし					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		0	8 9	1 7 1	2 5 7		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		3, 4 3 8	3, 2 4 0	3, 2 8 1	3, 6 2 8	(見込み)	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		農作物の種苗の検査において、発芽検査等の検査の実施場所を集約化することによって、施設等の維持管理コストの低減が見込まれる。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 20 年度実績)		<p>〈業務運営の効率化に関する事項〉</p> <p>1 品種登録に係る栽培試験</p> <p>(1) 栽培試験の実施場所の集約化</p> <p>金谷農場の西日本農場への再編・統合に向け、栽培試験対象植物の金谷農場から西日本農場への移管を完了するとともに、栽培試験温室等の整備を図り、拠点化を推進。</p> <p>(平成 1 8 年度において北海道中央農場及び孺恋農場での栽培試験業務の廃止、久留米分室の廃止により集約化。また、平成 2 0 年 4 月に知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合。)</p> <p>(2) 公募による栽培試験の委託の実施</p> <p>5 種類 2 3 品種の栽培試験について、植物の種類ごとに委託先を公募し、選考の結果、3 事業者において 4 種類 2 0 品種を実施。</p> <p>2 育成者権の侵害対策及び活用促進</p> <p>○ 機動的な体制の整備</p> <p>品種保護 G メンについて、新たに上北農場に 2 名を併任発令し、全国 5 農場 1 4 名体制から 6 農場 1 6 名体制に増員。</p>					

(平成18年度において、本所に品種保護対策課を新設するとともに、品種保護Gメンを2農場4名体制から5農場10名体制に増員。さらに19年度において5農場14名体制に増員。)

3 種苗検査

○ 種苗検査の実施場所の集約化等

沖縄県内での店頭表示検査及び種子の集取について西日本農場から雲仙農場に移管し、検査対象へのアクセスを改善。(平成18年度に久留米分室を廃止するとともに、その業務を西日本農場に移し3ヶ所に集約化。)

4 原原種の生産及び配布

(1) ばれいしょ原原種の生産及び配布業務の効率化

- ・次年度に全ての農場でミニチューバーを用いた増殖体系に切り替えるため、ミニチューバー生産を行う3農場(北海道中央、十勝、孺恋)の生産能力の強化を図り、所要のミニチューバーを生産。
- ・独立行政法人整理合理化計画(以下、整理合理化計画という。)に即し、ばれいしょ原原種の生産工程の一部を民間に移行。具体的には、センターが民間企業において開発・生産された原原種(品種:アンドーバー)の元種(ハウスチューバー)を受入れ、隔離ほ場で増殖を行い、117袋の原原種を生産・配布。
- ・整理合理化計画に即し、八岳農場において、ばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い不要となった用地の地主への返還を完了。
- ・整理合理化計画に即し、関係機関と協議を行い配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の取扱いについて、平成20年11月から種いも等として販売できるよう内部規程を整備し、新たに一般種いも用として販売。

(2) 茶原種生産・配布業務については平成18年度をもって廃止。

(3) さとうきび原原種の生産及び配布業務の効率化

- ・沖縄農場において側枝苗育苗温室を新設し夏植原原種ほ用種苗の80%を側枝苗に移行。(19年度に春植原原種ほ用種苗の全てを側枝苗で供給。)

5 業務運営

(1) 人員の有効活用

- ・管理部門について、管理業務の本所への一元化を図るため、八岳農場及び孺恋農場の管理課長を廃止し、本所に労務専門役を設置。
- ・業務部門について、種苗生産部門の要員の合理化に努める一方、西日本農場において品種調査第2部、審査課を新設。

(2) 久留米分室の廃止並びに金谷農場及び知覧農場の再編・統合

- ・知覧農場を廃止し西日本農場に再編統合（平成20年4月1日）するとともに、売却収入により栽培温室等を整備。
- ・金谷農場の敷地について、公用・公共利用を目的とした取得要望を調査し、要望のあった島田市と売却に係る協議を実施。（平成18年5月に久留米分室を廃止。）

(3) 事務運営の合理化

随意契約見直し計画に基づき、随意契約から一般競争入札へ4件、28百万円を移行。

(4) 経費の削減

- ・人件費を除く運営費交付金で行う業務に要した経費について、一般管理費は前年度比0.0%減、基準年度（17年度）比年11.2%減。業務経費は前年度比0.1%減、基準年度比年1.1%減にそれぞれ縮減。

【中期目標：一般管理費3.0%、業務費1.0%縮減】

- ・人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、前年度比1.2%、基準年度比3.3%を削減。【中期目標5.0%削減】
- ・職員と国家公務員との給与水準（年額）の比較指数（事務・技術職員）は98.8。

(5) 内部統制機能の強化

整理合理化計画に即し、コンプライアンス推進規程等を整備し、コンプライアンス委員会を設置。

〈国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上〉

1 品種登録に係る栽培試験

(1) 栽培試験実施体制の強化

栽培試験実施点数を前年度に比べ1割増の765点に拡大。【中期目標期間中に実施点数1000点/年度】

(2) 栽培試験結果の報告期間の短縮

報告書作成期間について、前年度に比べ0.2ヶ月短い平均2.9ヶ月に短縮。【中期目標：3ヶ月以内】

(3) 栽培試験対象植物の種類の拡大等

- ・栽培試験対象植物を5種類（おうごんかずら、ホイヘラ、バジル、サンヴィターリア、なつしろぎく）追加。累計27種類を追加。【中期目標期間中に10種類程度】
- ・栽培・特性調査マニュアルの作成について、1種類（ロベリア）を作成、1種類（ペチュニア）を改正。【中期目標：2種類/年度】

(4) 対照品種等の保存点数の拡大

66種類598品種を新たに収集。【中期目標：300品種拡大／年度】

(5) 新規植物の種類別審査基準案の作成

- ・新規植物の種類別審査基準案について、前年度からの継続分を含めて18種類を作成。【中期目標：15種類／年度】
- ・作成期間は平均9ヶ月【中期目標：1.5年／種類】

(6) 植物の種類別の栽培試験実施方法の国際的な基準案の作成

【中期目標期間中に10種類程度】（平成18年度及び19年度に合計292種類の審査基準について、国際的な調和を図るための見直しを実施。）

2 種苗の検査

(1) 検査の迅速化

依頼者の都合により報告を延期したもの1件（52日）を除き、検査依頼のあった日から42日以内に報告。
【中期目標：50日以内】

(2) 指定種苗の集取及び立入検査等

農林水産大臣指示に基づき3,006点の指定種苗の集取、17,776点の表示検査を的確に実施。
【中期目標：集取3,000点／年度、表示検査15,000点／年度】

3 原原種の生産及び配布

(1) 需要に即した供給の確保

原原種について、ほぼ都道府県の需要に見合った配布を実施。
【中期目標：需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画の作成】

		原原種等 申請数量 A	原原種等 配布数量 B	申請数量 達成率 B/A (%)
ばれいしょ原原種	20年秋植用（袋）	2,912	2,912	100.0
ばれいしょ原原種	21年春植用（袋）	64,552	64,098	99.3
さとうきび原原種	20年夏植用（千本）	1,396	1,396	100.0
さとうきび原原種	21年春植用（千本）	997	997	100.0

(2) 原原種の無病性、品質の維持・向上

・収穫直前での病害罹病率はすべて0.1%未満。【中期目標：0.1%未満】

・また、配布したばれいしょ、さとうきび原原種の萌芽率は94%以上。【中期目標：ばれいしょ90%以上、さとうきび80%以上】

(3) 原原種の配布の迅速化

配布開始までの期間は1.4ヶ月以内。【中期目標：ばれいしょ1.5ヶ月、さとうきび：2.0ヶ月】

ばれいしょ原原種：20年秋植用 1.4ヶ月、21年春植用 1.4ヶ月

さとうきび原原種：20年夏植用 1.4ヶ月、21年春植用 1.3ヶ月

(4) 実需者による評価

配布先農協等を対象にアンケートを実施し、顧客満足度4.0以上。【中期目標：5段階評価の4.0以上】

総合評価の評価点（回収率94%）

ばれいしょ原原種：20年春植用 4.2、20年秋植用 4.0

さとうきび原原種：20年春植用 4.5、20年夏植用 4.4

(5) 災害対策用種子（そば、大豆）の生産及び予備貯蔵

災害対策用種子として、そば28.9トン及び大豆5.5トンの予備貯蔵を実施。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
事務及び事業名	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験			
事務及び事業の概要	新品種である出願品種を栽培し、品種登録の要件を確認するための特性調査、登録品種の育成者権侵害に関する相談、情報収集・提供、品種類似性試験を実施。			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	108,351,000 円 (97,000 円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	108,351,000 円 (97,000 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	64人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	<p>本事務・事業は、</p> <p>① 国際条約及び種苗法に基づき出願品種の審査の一部として行うものであり、知的財産権である「育成者権」の付与の根幹をなす事務・事業であること</p> <p>② 付与した権利についても適切な利活用が図られるよう的確な保護が求められること</p> <p>といった公共上の見地から確実に実施される必要があり、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。</p> <p>具体的見直しの方向としては、独立行政法人農業生物資源研究所及び独立行政法人農業環境技術研究所と統合することにより、ゲノム研究の成果を活用し、種苗管理センターが行う品種類似性試験の高度化を図るとともに、東アジア植物品種保護フォーラムの取組みの中で、我が国の品種保護Gメンを研修講師として、各国に派遣すること等により、外国における権利侵害抑止に資する。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし			

上記措置を講ずる理由

○ 植物新品種は、「知的財産立国」を目指す我が国において、農林水産分野における重要な知的財産と位置づけられており、我が国は「植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV）」に加盟し、種苗法（UPOV条約に対応した国内法）に基づく品種登録制度により、植物新品種の適切な権利保護に取り組んでいるところである。

栽培試験は、植物の新品種である出願品種を実際に栽培して特性を調査するものであり、国はその調査結果をもとに、品種登録の要件を満たすか否かの判断を行い、出願者に対し「育成者権」（「特許権」等に相当）を付与している。この「育成者権」は、他の者の利用を排除する排他的独占権であり、その侵害に対しては差止請求権や刑事罰が設けられている強力な権利である。

このように、栽培試験は、国際条約及び種苗法に基づき出願品種の審査の一部として行うものであり、知的財産権である「育成者権」の付与の根幹をなす事務・事業であること、付与した権利についても適切な利活用が図られるよう的確な保護が求められること、といった公共上の見地から確実に実施される必要があり、今後とも国の関与の下実施することが不可欠である。

○ 植物新品種の利用が一層国際化する中で、知的財産である育成者権を保護し、我が国農業を戦略産業としていくため、育成者権の侵害対策の強化や海外における権利侵害抑止に向けた品種保護Gメンの取組が必要となっている。

【廃止又は民営化した場合の問題点】

仮に本事務・事業を廃止した場合には、UPOV条約加盟国としての義務が履行できなくなるとともに、育成者の権利が適切に保護されず不法に増殖された種苗や収穫物が流通することとなり、育成者は新品種の育成に要したコストを回収できず、新たな品種開発が阻害され、ひいては、高品質な農林水産植物の安定供給や我が国農林水産業の競争力が損なわれることにより、国民生活に著しい支障を及ぼすこととなる。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

種苗管理センターの他に本事務・事業を担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。

【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】

栽培試験業務は、以上のような特殊な性格を有しているため、当法人が担っている他の業務と類似性のないものであり、統合は困難である。

法人名	独立行政法人種苗管理センター	府省名	農林水産省
事務及び事業名	農作物の種苗の検査		
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・流通段階の種苗を収集し、表示内容や発芽率、純度等の品質に関する検査を実施。 ・遺伝子組換え生物を使用している場所等への立入検査を実施。 ・国際種子検査規程に基づく種子の品質検査、E Cとの協議に基づくE C向け輸出野菜種子の検査を実施。 		
事務及び事業に係る22年度予算要求額	国からの財政支出額 (対21年度当初予算増減額)	76,576,000円 (68,000円)	支出予算額 (対21年度当初予算増減額) 76,576,000円 (68,000円)
事務及び事業に係る職員数(平成21年1月1日現在)	18人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	<p>本事務・事業は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農林水産大臣による販売禁止命令、違反業者公表といった厳しい行政処分につながるものであり、また、虚偽表示を行ったり、集取を拒否した者に対しては罰則が設けられている「公権力の行使」であるため、中立・公正性が強く求められること、 ② 農林水産大臣の指示に基づき迅速かつ適正な実施を図る必要があること ③ 集取した種苗の品質検査に当たっては、植物生理学や植物病理学等の幅広くかつ深い知識と技術を必要とし、また、国際的に通用する検査結果とするため、ISTA(国際種子検査協会)の検査規程に基づき検査を行うとともに、定期的にISTAの行う熟練度テストを受けるなど、高い技術を保持しなければならないこと等から、国の指示を受けて国と一体となって実施することが不可欠であり、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。 <p>具体的見直しの方向性として、品質検査のうち実験室における検査(発芽検査、純潔種子検査、病害検査)について、次期中期目標期間中に実施場所を3カ所から1カ所に集約化する。</p>		
行政サービス実施コストに与える影響(改善に資する事項)	発芽検査等の検査の実施場所を集約化することによって施設等の維持管理コストの低減が見込まれる。		
上記措置を講ずる理由	○ 種苗は外観により品種や品質を識別することが困難であることから、種苗法に基づく指定種苗制度において種苗業者に品種名等の表示を義務づけ、生産等基準を遵守させることにより、優良な種苗の流通を確保し、種苗		

の需要者である農業者等を保護している。これらの遵守状況を担保するためには、流通段階の種苗を監視して違反種苗をすみやかに発見し、当該種苗の使用を防ぐとともに、当該種苗を販売した種苗業者を取締り、改善指導や行政処分を的確に行うことが重要である。このため、農林水産大臣は、種苗法に基づき、専門的知見や専門施設を有する種苗管理センターに指定種苗の集取・検査を行わせている。特に、①近年の種苗の表示義務違反事件の続発を踏まえた種苗流通の監視体制の強化、②農薬使用状況の表示義務化に伴う種苗業者への指導強化が必要な状況にある。また、カルタヘナ法では、大臣承認を受けていない遺伝子組換え農作物等の我が国への輸入や国内での流通・使用が禁止されており、その担保措置として、農林水産大臣は、農作物等に未承認の遺伝子組換え農作物等が含まれていないかどうかを輸入又は国内流通の段階で確認するため、同法に基づき専門的知見や専門施設を有する種苗管理センターに立入検査等を行わせている。

さらに、優良種子の輸出入等の円滑な流通を確保するため、種苗管理センターは、国際種子検査協会（ISTA）から、種子伝染性病害等を含む検査項目の承認を得た唯一の承認種子検査所として、種苗業者等からの依頼により国際基準に基づいた種子検査を行い、公的な証明書を発行している。また、日本からEUに輸出する野菜種子については、我が国とEUとの協議に基づき、種苗管理センターが輸出種子の検査を行っており、これらの依頼検査等については、今後とも継続的な実施が必要な状況にある。

○ 種苗検査業務における集取については、分担地域の見直しにより全国に配置されている農場の立地を活かしアクセスの改善を図ってきたところであり、今後、本事務・事業の一層の効率化を図り、質を向上させるためには、品質検査のうち実験室で行う発芽率等の検査について専門化、集約化を図ることが必要である。

【廃止又は民営化した場合の問題点】

仮に指定種苗の集取・検査を廃止した場合には、不正表示や低品質の不良種苗の生産・流通により、異品種の播種、不発芽等が発生して農業者の生産活動に著しい支障を及ぼし、さらには、高品質な農林水産物の安定供給が阻害されることにより、国民生活に著しい支障を及ぼすことになる。

また、カルタヘナ法に基づく立入検査等を廃止した場合には、議定書の締約国としての義務が履行できなくなるとともに、遺伝子組換え生物の拡散により生物の多様性に悪影響をもたらす、国民の健康で文化的な生活の確保に著しい支障を及ぼすこととなる。さらに、仮に依頼検査等を廃止した場合には、種子の品質証明が行えず、種苗業者は公的証明のない種子として諸外国から輸出入を拒否される等の支障が懸念され、種苗産業に被害をもたらす恐れがある。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

種苗管理センターの他に本事務・事業を担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。

【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】

種苗検査業務は、以上のような特殊な性格を有しているため、当法人が担っている他の業務と類似性のないものであり、統合は困難である。

法人名	独立行政法人種苗管理センター	府省名	農林水産省	
事務及び事業名	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布			
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良種苗の増殖に必要な健全無病の原原種（元だね）を安定供給。 ・ 全国的な需給調整により需要に見合った原原種を確実に配布。 			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	58,701,000 円 (52,000 円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	58,701,000 円 (52,000 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	119人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	<p>本事務・事業は、増殖率が著しく低く、病害虫に侵されやすいことから、特に厳重な管理が求められる、ばれいしょ及びさとうきびについて、その原原種の安定供給を通じて、「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた、これら作物の生産性や品質の向上、さらには生産努力目標の達成や食料自給率の向上に貢献するものである。</p> <p>このため、病害虫の侵入防止策が徹底された隔離ほ場において、継続的な病害虫検査を実施しつつ、これら作物の生産動向に即した種苗生産を行い、安定的かつ公平に道県に配布する必要があることから、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし			
上記措置を講ずる理由	<p>○ 我が国の畑作振興上、極めて重要な基幹作物であるばれいしょ及びさとうきびについては、種苗増殖率が著しく低く(約10倍)、ウイルス病やジャガイモシストセンチュウ等の種苗伝染性病害虫に侵されやすいといった、他の作物にない特殊性が存在する。このため、これら作物については、厳格な管理の下、3段階増殖体系(原原種→原種→採種)により、健全無病な優良種苗を安定供給する体制を整備しており、種苗管理センターは、このうち最も厳重な管理が求められる原原種について、病害虫の侵入防止策が徹底された隔離ほ場において、継続的な病害虫検査を実施しつつ、これら作物の生産動向に即した種苗生産を行い、安定的かつ公平に道県に配布している。特に、ばれいしょについては、病害虫による被害が特に甚大であることから、植物防疫法に基づく唯一の国内検査の対象作物とされているとともに、栽培期間が比較的短いことや、単位面積あたりの収穫カロリーが穀物より</p>			

も高いこと等から救荒作物として位置付けられており、「食料・農業・農村基本計画」に即し、不測時においてばれいしょへの転換等により食糧の増産が図られるよう、種苗の緊急増殖体制の確立等による支援体制の整備が求められている。また、さとうきびについては、種苗伝搬性病害の被害が大きいことに加え、離島であり、台風の常襲地帯でもある鹿児島県西南諸島及び沖縄県の農業における、他作物への代替が困難な基幹作物として、地域経済上の重要な役割を担っている。

【廃止又は民営化した場合の問題点】

仮に本事務・事業を廃止した場合には、生産現場への健全無病な種苗の供給が不可能となり、ウイルス病等の蔓延により我が国畑作農業に甚大な被害をもたらす、また、ばれいしょについては、植物防疫法により種ばれいしょ及び生鮮ばれいしょの輸入が実質的に不可能であるため、これらの結果として食料の安定供給が阻害され、国民生活に著しい支障を及ぼすこととなる。なお、付加価値の高い一部品種については民間において原原種が生産されるとともに、原原種の生産工程の一部を民間に移行したところであるが、一般の品種の民間移行については、①民間において用いられている器内増殖技術は、隔離ほ場を必要とせず、無病性の確保が比較的容易であり、また、ほ場での生産に比べて短期間で原原種を生産することが可能であるという利点はあるものの、大規模な実施はかえって高コストで採算性が低く、全国的な需要に対応することは技術的に難しいこと、②気象変動による不作時のリスク分散を図り毎年安定的に継続して供給するとともに、全国的需給調整を行いながら公平に各道府県に配布する必要があることから、当該措置を行うことは困難である。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

種苗管理センターの他に本事務・事業を担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。

【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】

ばれいしょ及びさとうきびの原原種生産及び配布業務は、以上のような特殊な性格を有しているため、当法人が担っている他の業務と類似性のないものであり、統合は困難である。

法人名	独立行政法人種苗管理センター	府省名	農林水産省
事務及び事業名	調査研究		
事務及び事業の概要	業務の高度化・効率化を図るため、新しい技術の開発、応用、実用化について調査研究を実施。		
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減 額)	47,613,000 円 (42,000 円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減 額)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	10人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	<p>本事務・事業は、栽培試験、種苗検査及び種苗生産の各業務の高度化・効率化を図るため、新技術の開発や他の試験研究機関の成果を種苗管理の現場に導入・実用化するために各業務と一体的に行っているものであり、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。</p>		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし		
上記措置を講ずる理由	<p>本事務・事業は、栽培試験、種苗検査及び種苗生産の各業務の高度化・効率化を図るため、新技術の開発や他の試験研究機関の成果を種苗管理の現場に導入・実用化するために各業務と一体的に行っているものであり、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <p>仮に本事務・事業が廃止された場合、栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務の効率的かつ効果的な実施に支障が生じ、ひいては、育成者権の保護・活用、種子流通の適正化、食料の安定供給や農業の持続的発展に重大な支障が生じ、国民生活に著しい影響を与える。また、民営化を行わない栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務の高度化・効率化のための調査研究であり、民営化に馴染まない。</p>		

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

種苗管理センターの他に本事務・事業を担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。

【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】

調査研究業務については、以上のような性格を有しているため、当法人が担っている他の業務と類似性のないものであり、統合は困難である。

法人名	独立行政法人種苗管理センター	府省名	農林水産省
事務及び事業名	植物遺伝資源の保存および増殖		
事務及び事業の概要	独立行政法人農業生物資源研究所のセンターバンクとする「ジーンバンク事業」のサブバンクとして、いも類・果樹類・茶・特用作物等、栄養体で保存する必要がある植物の保存・特性調査を実施。		
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	57,000,000 円 (円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額) 57,000,000 円 (円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	32人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	本事務・事業は、育種の素材となる植物遺伝資源の保存等を適正に行うことにより、育種に関する試験研究を活発にし、農業生産の活性化に貢献するものであり、独立行政法人農業生物資源研究所をセンターバンクとするジーンバンク事業の栄養繁殖性植物に関しての中心的なサブバンクとして機能していることから、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし		
上記措置を講ずる理由	<p>○ 本事務・事業は、育種の素材となる植物遺伝資源の保存等を適正に行うことにより、育種に関する試験研究を活発にし、農業生産の活性化に貢献するものである。我が国は植物遺伝資源に乏しく、そのほとんどを外国に依存しているが、国連環境計画のもと、生物の多様性を保全し、遺伝資源を持続的に活用してそこから得られる利益を公平に分配するための、「生物多様性に関する条約」が 1992 年に採択され、海外からの再導入が難しい状況になっていることから遺伝資源の保存の重要性が増している。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】 仮に本事務・事業が廃止された場合、育種が停滞し、農業生産が後退することによって国民生活及び社会経済に著しい支障を及ぼすとともに、栽培試験、種苗検査及び種苗生産の各業務のコストアップにつながる。</p>		

	<p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>上述したように本事務・事業は栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務と一体的に実施することにより相乗効果を発揮しており、移管を行えば主要業務のコストアップにつながる。</p> <p>【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】</p> <p>植物遺伝資源の保存及び増殖業務は、以上のような特殊な性格を有しているため、当法人が担っている他の業務と類似性のないものであり、統合は困難である。</p>
--	--

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体系の整備	非公務員化
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p> <p>※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>独立行政法人農業性物資源研究所と及び独立行政法人農業環境技術研究所との統合を円滑に進めるため、各法人の理事長、理事で構成する3法人統合準備委員会を設置し、その下に実務的検討を行う3法人統合検討打合わせ会議を設置して、業務、財務、労務等の各課題について検討を進めている。なお、農林水産省では、平成22年通常国会への統合法案の提出に向け、新法人の業務・組織等に係る検討を行っている。</p> <p>【先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付け</p>	<p>平成20年4月に知覧農場（鹿児島県）を廃止し、西日本農場に再編・統合した。また、平成21年4月に金谷農場（静岡県）を廃止し、西日本農場に再編・統合した。</p> <p>【金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合する。】</p>	<p>法人形態の見直しに伴い、効率的な組織体制について検討を進めている。</p> <p>【先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付け</p>	<p>平成18年に措置済み。</p>

	<p>るため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する（平成 23 年 4 月）】</p>		<p>るため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する（平成 23 年 4 月）】</p>	
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>研究開発独法である両研究所との統合により、研究成果の活用等による業務の更なる高度化を図ることとしているため。例えば①ゲノム研究成果の育成者権の保護活用としてDNA品種識別対象作物・品種の拡大、技術の実用化の促進が図られるほか、②先端基盤研究と知的財産を支える知的基盤の強化として、3法人が有する生物遺伝資源、登録品種の種苗情報等の一元管理と提供により、情報の高度化や利用者ニーズへの対応の向上が図られる。</p>		<p>新法人は研究開発力の強化、イノベーション創出につながる斬新で柔軟な組織運営が求められている一方、統合当初から遅滞なくスムーズな業務運営が求められている。</p> <p>このため、新たな法人の組織と業務内容について、具体的な内容を議論すると同時に、情報の共有化を強力に進めること等により、効果的・効率的な組織運営を検討する必要がある。</p>	

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p> <p>※ []内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>法令遵守の徹底を図るための、コンプライアンス委員会を平成20年4月に設置した。</p> <p>【コンプライアンス委員会を設置する。】</p>	<p>随意契約見直し計画（平成19年12月）に基づき、従来の随意契約により行っていた契約を一般競争入札に移行するなど、見直し計画の達成に向け取り組んでいる。</p>	<p>給与水準については、独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、その他の事情を考慮し決定しており、今後とも給与水準の適正化に努める。</p>	
<p>上記措置を講ずる理由</p>				

法人名	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札の導入		
<p>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p> <p>※ []内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の取扱いについては、平成20年11月から種いも等として販売できるよう種苗管理センターの内部規程を整備し、20年度は余剰となった原原種及び規格外品の13%に当たる99,040kgを新たに一般種いも用として販売した。</p> <p>【配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品についても、種いも等として販売し自己収入をあげることについて、関係機関と協議する】</p>			

上記措置を講ずる理由				
------------	--	--	--	--

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人農業生物資源研究所			府省名	農林水産省	
沿 革		大正 3 年	農商務省蚕業試験場		昭和 25 年	農林省農業技術研究所	
		大正 14 年	農林省蚕業試験場			昭和 53 年	農林水産省農業技術研究所
		昭和 20 年	農林省蚕糸試験場		昭和 58 年	農林水産省農業生物資源研究所	
		昭和 53 年	農林水産省蚕糸試験場				
		昭和 63 年	農林水産省蚕糸・昆虫農業技術研究所				
		平成 13 年	特定独立行政法人農業生物資源研究所				
		平成 18 年	非特定独立行政法人農業生物資源研究所				
		平成 23 年（予定）	（独）農業環境技術研究所、（独）種苗管理センターと統合予定				
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年 4 月～18 年 3 月 第 2 期：平成 18 年 4 月～23 年 3 月					
役員数及び職員数 (平成21年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数			
		5 人（2 人）	4 人（1 人）	1 人（1 人）	387 人		
年 度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度(要求)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	7,733	7,837	7,743	7,488	7,385	8,899
	特別会計	-	-	-	-	-	-
	計	7,733	7,837	7,743	7,488	7,385	8,899
	うち運営費交付金	7,629	7,467	7,526	7,209	7,210	7,357
	うち施設整備費等補助金	104	370	217	279	175	1,542
	うちその他の補助金等	-	-	-	-	-	-
支出予算額の推移 (単位：百万円)		11,823	11,623	11,447	12,025	12,331	12,605
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		1,621	392	375	452		
発生要因		①平成 17 年度においては、独法会計基準第 80 の 3 及び第 94 に基づき、平成 17 年度までの第 1 期中期目標期間中の積立金及び平成 17 年度の未処分利益を計上。 ②平成 18 年度においては、個別法に基づき承認された第 1 期中期目標期間中に自己収入により取得した資産の期末簿価額、たな卸資産及び前渡金等の前中期目標期間繰越積立金を計上。残余については国庫に納付。 ③平成 19 年度以降においては、通則法第 44 条第 1 項に基づく積立金及び当期末処分利益を計上。					
見直し案		適切な会計処理である。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		0	481	707	716		

行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	9,190	9,379	8,788	12,682		
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	<p>事務・事業のより一層の効率化により行政サービス実施コストの削減に努めている。</p> <p>平成 20 年度は、平成 19 年の法人税法改正に伴い、有形固定資産の減価償却方法を改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したことから減価償却額が大幅に増加したこと及び松本地区移転に伴う現物出資資産の減損を認識したことから行政サービス実施コストが増加した。</p>					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 20 年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18、19 年度の「業務運営の効率化」についての毎年度評価は「A」であり、効率化は順調に進められている。 ・平成 20 年度の一般管理費は前年度比 3%削減、業務経費は前年度比 1%の削減を達成。 ・人件費の中期目標期間中の 5%削減については 20 年度末に前期比で 4.8%削減となっている。採用計画を策定して適正に管理しており、期末に達成できる見込み。 ・給与の見直しは国家公務員の給与構造改革を踏まえて適正に改正を行ってきており、給与水準は国家公務員を下回っている。 ・組織の効率化では、松本地区のつくばへの統合を平成 20 年度に完了し、それに伴って庶務室甲信庶務チームを廃止した。岡谷地区については平成 22 年度末のつくば地区への統合に向けて作業を進めている。 					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所		府省名	農林水産省
事務及び事業名	生物資源の農業上の開発・利用に関する技術上の基礎的な調査・研究			
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝資源とゲノム情報を組み合わせたアグリバイオリソースの高度化と活用 ・ 農林水産生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明 ・ 遺伝子組換えなど新たな生物産業の創出に向けた生物機能利用技術の開発 ・ ジーンバンク事業におけるセンターバンク <p>【主な研究課題】</p> <p>アグリバイオリソースの高度化と活用研究、ゲノム情報と生態情報に基づく革新的農業生産技術の研究開発、バイオテクノロジーを活用した新たな生物産業の創出を目指した研究開発</p>			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	8,899 百万円 (1,514 百万円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	12,605 百万円 (274 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	387 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において決定された、農業環境技術研究所及び種苗管理センターとの統合をスムーズに行い、統合効果が発揮されるよう、生命科学と環境科学の横断連携研究、融合研究の推進による新たな展開と革新的な技術開発を目指した研究課題の設定を検討する。</p> <p>ジーンバンク事業について、農業環境技術研究所と種苗管理センターがサブバンクとして担ってきた部分をセンターバンクに統合した事業推進体制にし、新法人において一元的に活動する。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する（平成 23 年 4 月）。]</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし			
上記措置を講ずる理由	<p>農業生物資源研究所の行う事務・事業は、新たな機能をもった農作物の開発等我が国農業の生産性の飛躍的向上や、生物機能の利用による新産業の創出等の技術革新を通して、国民生活及び社会経済の安定等に寄与するなど、農林水産行政における政策課題の解決に資するための基礎研究であり、国民にとって必要性が極めて高く、かつリスクが高く収益性が低い事業であることから、今後とも独立行政法人として実施することが不可欠である。</p>			

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所		府省名	農林水産省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p> <p>※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>独立行政法人農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センターとの統合に向けて、各法人の理事長、理事で構成する3法人統合準備委員会を設置し、その下に実務的検討を行う3法人統合検討打合せ会議を設置して、業務、財務、労務等の各問題について検討を進めている。法案については平成 22 年通常国会提出に向け準備中である。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成 23 年4月)。]</p>	<p>総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」(平成 16 年 12 月)を受け、松本・岡谷拠点(生活資材開発ユニット)における事務・事業をつくばに再編統合し、両拠点を廃止する。松本拠点については、平成 21 年 3 月末をもって移転を完了し、岡谷拠点については、平成 22 年度末の移転に向け準備を進めている。</p>	<p>法人形態の見直しに伴い、効率的な組織体制について検討を進めている。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成 23 年4月)。]</p>	<p>平成 18 年に措置済み。</p>

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>先端研究分野で共通する農業環境技術研究所と統合する。また、これら先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用を結びつけるため、種苗管理センターと一体化し統合する。</p>	<p>松本・岡谷両拠点をつくば地区に再編統合することによって、絹タンパクの高機能化による医療用素材等の開発を通じた新作業創出に関する研究を効率的かつ確実に実施する。</p>	<p>新法人は研究開発力の強化、イノベーション創出につながる斬新で柔軟な組織運営が求められる一方、統合当初から遅滞なきスムーズな業務運営が求められている。</p> <p>このため、新たな法人の組織と業務の内容について、具体的な内容を議論すると同時に、情報の共有化を強力に進める等により、効果的・効率的な組織運営を検討する必要がある。</p>	
-------------------	---	--	--	--

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所		府省名	農林水産省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p> <p>※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>法令遵守の徹底を図るための、コンプライアンス委員会を平成 20 年 10 月に設置した。</p> <p>[コンプライアンス委員会を設置する。]</p>	<p>随意契約見直し計画（平成 19 年 12 月）に基づき、従来の随意契約により行っていた契約を一般競争入札に移行するなど、見直し計画の達成に向け取り組んでいる。</p>	<p>給与水準については、独立行政法人通則法第 63 条第 3 項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、その他の事情を考慮し決定しており、今後とも給与水準の適正化に努める。</p>	<p>松本研究拠点、岡谷研究拠点の事務・事業のつくばへの再編統合に伴い、松本地区は平成 20 年度末に廃止済。庁舎敷地等については、庁舎等敷地は一部を平成 20 年度に売却し、残りを平成 21 年度に売却予定。岡谷地区については、平成 22 年度に廃止後、借地返還予定。</p> <p>[松本研究拠点、岡谷研究拠点の事務・事業をつくばに再編統合するとともに、松本地区は平成 20 年度末、岡谷地区は平成 22 年度末に廃止する。]</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>				<p>松本地区については、平成 20 年度末に閉鎖し、岡谷地区については、平成 22 年度末に移転が決定しているため、松本地区については、売却し、岡谷地区については、借地を返却する。</p>

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所		府省名	農林水産省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
<p data-bbox="197 595 589 703">運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p> <p data-bbox="185 762 600 783">※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p data-bbox="667 296 1003 804">知的財産に結びつく共同研究を促進するため、各種展示会及び講演会等で研究成果を紹介し、民間企業等との積極的な共同研究の実施を図っている。特許権等については、21年度より育成品種の新規の利用料の見直しを実施し、ジーンバンク事業については、事業の利用拡大を図るため、遺伝資源配布価格等に係る関係規程・規則を改正した。</p> <p data-bbox="667 858 1003 1082">[民間との共同研究による知的財産権の取得を促進するとともに、特許権等の譲渡・許諾料率の見直し、ジーンバンク事業の配布価格の見直しを実施する。]</p>			
<p data-bbox="253 1225 533 1246">上記措置を講ずる理由</p>				

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所			府省名	農林水産省															
沿革	明治 26 年	農商務省農事試験場		昭和 25 年	農林省農業技術研究所		昭和 53 年	農林水産省農業技術研究所	昭和 58 年	農林水産省農業環境技術研究所		平成 13 年	特定独立行政法人農業環境技術研究所		平成 18 年	非特定独立行政法人農業環境技術研究所		平成 23 年（予定）	（独）農業生物資源研究所、（独）種苗管理センターと統合予定	
中期目標期間	第 1 期：平成 13 年 4 月～18 年 3 月（16 年見直し）			第 2 期：平成 18 年度～22 年度																
役員数及び職員数 (平成21年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数																
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数																	
	4 人（2 人）	3 人（1 人）	1 人（1 人）	180 人																
年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度(要求)														
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	3,229	3,344	3,242	3,361	3,235	8,294													
	特別会計	-	-	-	-	-	-													
	計	3,229	3,344	3,242	3,361	3,235	8,294													
	うち運営費交付金	3,106	3,280	3,142	3,306	3,155	3,295													
	うち施設整備費等補助金	123	64	100	55	80	4,999													
うちその他の補助金等	-	-	-	-	-	-														
支出予算額の推移 (単位：百万円)	4,487	4,367	4,176	4,296	4,169	9,228														
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)	804	205	171	147																
発生要因 (単位：百万円)	①平成 17 年度においては、独法会計基準第 80 の 3 及び第 94 に基づき、平成 17 年度までの第 1 期中期目標期間中の積立金及び平成 17 年度の未処分利益を計上。 ②平成 18 年度においては、個別法に基づき承認された第 1 期中期目標期間中に自己収入により取得した資産の期末簿価額及び前渡金等の前中期目標期間繰越積立金を計上。残余については国庫に納付。 ③平成 19 年度以降においては、通則法第 44 条第 1 項に基づく積立金及び当期末処分利益を計上。																			
	見直し案	適切な会計処理である。																		
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)	0	136	92	237																

行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	4,254	4,140	3,864	4,464		
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	<p>共同研究での外部資金の受け入れや、土地、施設の利用期間外における民間研究機関等への財産の貸し付けによる自己収入の増加などにより行政サービス実施コストの削減に努めている。</p> <p>平成20年度は、平成19年の法人税法改正に伴い、有形固定資産の減価償却方法を改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したことから減価償却額が大幅に増加し、行政サービス実施コストが増加した。</p>					
<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成20年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18、19年度の「業務運営の効率化」についての毎年度評価は「A」であり、効率化は順調に進められている。 ・平成20年度の一般管理費については対前年度比114.6%と増加した。これは、受託費からの光熱水費への支出額の減少と、電気料金等の金額の高騰が主な要因となっている。業務経費については対前年度比96.8%の削減を達成。 ・人件費の中期目標期間中の5%削減については、20年度末までに前期比で5.4%削減となっている。採用計画を策定して適正に管理しており、期末に達成できる見込み。 ・給与の見直しは国家公務員の給与構造改革を踏まえて適正に行っている。また、役職員の給与について必要な見直しを行った。 					

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所		府省名	農林水産省
事務及び事業名	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査研究			
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム汚染土壌の修復など農業環境のリスクの評価及び管理に向けた研究開発 ・生物多様性研究など自然循環機能の発揮に向けた農業生態系の構造と機能の解明 ・長期モニタリングなど農業環境生態系の機能の解明を支える基盤的研究 <p>【主な研究課題】</p> <p>農業環境のリスクの評価及び管理技術の開発、自然循環機能の発揮に向けた農業生態系の構造と機能の解明及び管理技術の開発、農業生態系の機能の解明を支える基礎的・基盤的研究を実施。</p>			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	8,294 百万円 (5,059 百万円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	9,228 百万円 (5,059 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	180人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において決定された、農業生物資源研究所及び種苗管理センターとの統合をスムーズに行い、統合効果が発揮されるよう、生命科学と環境科学の横断連携研究、融合研究の推進による新たな展開と革新的な技術開発を目指した研究課題の設定を検討する。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する（平成 23 年 4 月）。]</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし			
上記措置を講ずる理由	<p>農業環境技術研究所の行う事務・事業は、農業環境の保全及び改善についての研究を通して持続的な農業生産を実現するという農林水産行政における政策課題の解決に資するための基礎研究を中心とした業務であり、国家の安定した食料供給を支える、突発的な事故の際には農産物の汚染実態・影響調査等を迅速かつ確実に行うなど国民にとって必要性が極めて高く、かつ収益性の低い事業であり、今後とも独立行政法人の形態で実施することが不可欠である。</p>			

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所		府省名	農林水産省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p> <p>※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>独立行政法人農業生物資源研究所及び独立行政法人種苗管理センターとの統合に向けて、各法人の理事長、理事で構成する3法人統合準備委員会を設置し、その下に実務的検討を行う3法人統合検討打合せ会議を設置して、業務、財務、労務等の各課題について検討を進めている。法案については平成22年通常国会提出に向け準備中である。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月。)]</p>		<p>法人形態の見直しに伴い、効率的な組織体制について検討を進めている。</p> <p>[先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月。)]</p>	<p>平成18年に措置済み</p>

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>先端研究分野で共通する独立行政法人農業生物資源研究所と統合する。また、これら先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用を結びつけるため、独立行政法人種苗管理センターと一体化し統合する。</p>		<p>新法人は研究開発力の強化、イノベーション創出につながる斬新で柔軟な組織運営が求められる一方、統合当初から遅滞なきスムーズな業務運営が求められている。</p> <p>このため、新たな法人の組織と業務の内容について、具体的な内容を議論すると同時に、情報の共有化を強力に進める等により、効果的・効率的な組織運営を検討する必要がある。</p>	
-------------------	---	--	--	--

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所		府省名	農林水産省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p> <p>※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>法令遵守の徹底を図るための、コンプライアンス委員会を平成 18 年 4 月に設置した。</p> <p>[コンプライアンス委員会を設置する。]</p>	<p>随意契約見直し計画（平成 19 年 12 月）に基づき、従来の随意契約により行っていた契約を一般競争入札に移行するなど、見直し計画の達成に向け取り組んでいる。</p>	<p>給与水準については、独立行政法人通則法第 63 条第 3 項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、その他の事情を考慮し決定しており、今後とも給与水準の適正化に努める。</p>	
上記措置を講ずる理由				

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所		府省名	農林水産省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
<p data-bbox="197 507 586 619">運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p> <p data-bbox="183 673 600 699">※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p data-bbox="667 290 1003 481">土地や建物の利用状況調査と利用計画を精査し、利用計画のない期間については外部への貸し付けを実施する。</p> <p data-bbox="667 529 1003 912">[土地や建物の利用計画のない期間において、外部に貸し付けることが可能となるよう規程を整備し、財産貸付収入の増加を図る。また、知的財産権の積極的な活用を図るとともに、共同研究で外部資金を受け入れることができるよう規程を改正する。]</p>			
<p data-bbox="250 1034 533 1066">上記措置を講ずる理由</p>				